

《 マイナンバー(個人番号)の取り扱いについて 》

平成28年1月以降に提出する申請・届出書に、個人番号（マイナンバー）を記載して提出する必要があります。

同時に、本人確認書類の提示又は本人確認書類の写しを申告書等に添付する必要があります。

《 平成28年分確定申告にマイナンバーの記入が必要です 》

郵送で提出の場合は、必ず個人番号カードまたは個人番号通知書等＋本人確認書類（運転免許証等の写し）を添付してください。

相談方法・確定申告の提出方法が変わります

無料相談会では、マイナンバーを記載した書類を取り扱う事ができません。今回からマイナンバーを記載しない状態で仕上げた書類を、一旦ご自宅へご返送させていただきます。

届いた確定申告書にご自身でマイナンバーを記入していただき、本人確認書等を加えてポストに投函となりますので、ご注意ください。

※税務署宛て、個人への控え返信用封筒はご用意いたします。

《 事前の必要書類受付けをします 》

表面の必要書類をそろえて、相談日5日前までに中小建へ書類をご郵送ください。相談日には微調整と最終確認、マイナンバーを記入するだけでいいように準備いたします。税務署へは当日発送できるようにします。

※マイナンバー関係は送らないでください

《 事前の個別相談もご利用ください（1月10日～1月31日） 》

初めて確定申告をする方や不慣れな方には、1回1時間程度で事前の個別相談をお受けします。「帳簿のつけ方がわからない」「書類のまとめ方がわからない」など、不安な場合は、まずは下記までご連絡ください。

（電話 045-633-5123・メール info@chushoken.gr.jp）。